

審 第 1 5 8 7 号
答 申 第 2 1 4 号
平成30年10月30日

千葉県教育委員会教育長 澤川 和宏 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年1月22日付け教指第〇〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第191号

平成27年10月13日付けで異議申立人から提起された、平成27年8月20日付け教指第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年8月20日付け教指第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立ての経緯

- （1）異議申立人は、平成27年8月5日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「別添の〇〇市教育委員会の平成〇〇年の相談記録にある「14：30～17：30 千葉県教育庁指導課〇〇指導主事、〇〇指導主事、〇〇管理主事が対応」と記述に関係する私との対応記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書を作成しておらず、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、条例第21条第2項の規定により、本件決定を行った。
- （3）異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成27年10月13日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件異議申立てを受けて、条例第46条第1項の規定により、平成28年1月22日付け教指第〇〇〇号で審議会に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は、異議申立書において、以下のとおり主張している。

（1）本件異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

（2）本件異議申立ての理由

本件異議申立てに係る処分は次のとおり違法である。

ア 義務教育における学校職員による不祥事の処理、又、いじめの問題等の相談の記録が実施機関で保管又記録がないという（相談内容の処理が

- 不明 14:30～17:30にわたる長い時間の内容)ことが理解できない。県としての相談後の処理、処置方法に疑問が残る。
- イ 市教委による開示公文書にも記録があるため、市への情報がどのようなもので送られ処理されたのか、事実を知りたい。
- ウ 実施機関は母である異議申立人が市への申し入れについては全て当然のことであると指導してもらっている(全てボイスレコーダーにあり。)
- エ 市教委へ申し入れの内容についての話し合いがうまく流れず、「お金ですか」とこの日午前中に言われ実施機関に助けを求める意図があり、市教委の数々の不祥事に対してどのように解決していったらよいかも相談内にある。
- オ 実施機関は3名立ち合いの上、これまでの資料も提出し話をしてもらった。この記録がないということに不服あり。実施機関の県内の対応がこのような処理とされているのでは「いじめ問題」など到底解決などに至らないと予想されるため。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由について

異議申立人が本件開示請求において求めた文書は、「〇〇市教育委員会の平成〇〇年度相談記録にある「14:30～17:30 千葉県教育庁指導課〇〇指導主事、〇〇指導主事、〇〇管理主事が対応」と記述に係る私との対応記録」である。

これについては、〇〇市教育委員会が異議申立人に対して開示した文書に含まれる記述であり、千葉県教育庁教育振興部指導課(本件決定当時。以下「指導課」という。)には、対応記録は存在しない。

したがって、異議申立人が本件開示請求として求めた自己情報については、不開示(不存在)とした。

(2) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、前記3(2)において、「異議申立てに係る処分は次のとおり違法である。」と5点述べているが、指導課における事務処理については、その種類に応じて対応及び保存期間が定められており、県民からの相談については、その内容により対応は異なる。

イ 異議申立人は、前記3(2)イにおいて、「市教委による開示公文書にも記録があるため、市への情報がどのようなもので送られ処理されたのか、事実を知りたい」と述べているが、〇〇市教育委員会が保持する文書の内容について、実施機関が関与するものではなく、この異議申立人の主張は、本件開示請求の決定とは直接関係のない申し出である。

ウ 前記 3 (2) エにおいて、「市教委へ申し入れの内容についての話し合いがうまく流れず、「お金ですか」とこの日午前中に言われ実施機関に助けを求める意図があり、市教委の数々の不祥事に対してどのように解決していったらよいかも相談内にある。」と述べているが、この異議申立人の主張は、本件開示請求の決定とは関係がない。

エ 前記 3 (2) オにおいて、「実施機関は 3 名立ち合いの上、これまでの資料も提出し話をしてもらった。この記録がないということに不服あり。実施機関の県内の対応がこのような処理をされているのでは「いじめ問題」など到底解決などに至らないと予想されるため。」とあるが、このことは本件開示請求とは関係のないものである。

5 審議会の判断

(1) 対象文書の存否について

ア 異議申立人は、前記 3 (2) のとおり、本件開示請求に係る記録がないことについて不服があるなどと主張しているため、本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書の存否について、以下検討する。

イ 実施機関は、前記 2 (2) のとおり、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書を作成しておらず、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、本件決定を行った。

審議会事務局職員が実施機関に確認したところ、指導課の職員は、異議申立人の相談を聞き、異議申立人に対し異議申立人の相談に係る中学校を所管する機関は〇〇市教育委員会であると伝えるとともに、〇〇市教育委員会に異議申立人の相談の内容を伝える等適切に対応を行ったが、異議申立人の相談は、〇〇市教育委員会の所管に属する中学校の生徒指導に関する相談であって、実施機関の所管に属するものではなかったことから、指導課の職員が異議申立人と対応した記録については、作成しておらず、存在しないとのことであった。

ウ 市町村教育委員会と都道府県教育委員会の役割分担については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 5 号の規定により、市町村教育委員会は、当該市町村教育委員会の所管に属する学校の生徒指導に関することを行い、都道府県教育委員会は、当該都道府県教育委員会の所管に属する学校の生徒指導に関することを行うこととされている。もっとも、都道府県教育委員会は市町村に対し、当該市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができるとされている（同法第 48 条第 1 項）が、当該市町村教育委員会の所管に属する学校の生徒指導に

関することは当該市町村教育委員会が行うこととされていることから、都道府県教育委員会は当該市町村教育委員会の所管に属する学校の生徒指導に直接関与することはできない。

エ これを本件についてみると、異議申立人の相談内容は、〇〇市教育委員会の所管に属する中学校の生徒指導に関する相談であって、実施機関の所管に属するものではなかったということであり、この場合、実施機関としては、〇〇市教育委員会の所管に属する学校の生徒指導に直接関与することはできないことから、対応の記録を作成しなかったことについて、不自然な点は認められず、対応に係るその他の行政文書が存在するとの特段の事情も見当たらない。

オ したがって、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人及び実施機関のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

本件では、実施機関から平成28年1月22日付けで審議会に諮問があり、審議会は同年2月15日付けで、実施機関に対し、同年3月18日を期限として理由説明書を提出するよう依頼したところ、実施機関は同年10月18日付けで理由説明書を提出している。

理由説明書は、実施機関が開示決定等の理由を説明するための書面で、異議申立人に十分反論を尽くさせるためのものであり、実施機関がこの提出に8か月以上も要したことは、異議申立人が十分な反論をできなくなるような事態を招きかねず、このような事務処理は不適切である。

実施機関にあっては、今後、適正な事務処理に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年1月29日	諮問書の受理

平成28年10月19日	実施機関の理由説明書受理
平成30年6月26日	審議（平成30年度第3回第1部会）
平成30年7月26日	審議（平成30年度第4回第1部会）
平成30年9月27日	審議（平成30年度第5回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者